〔駒沢女子大学　研究紀要　第一九号　p一～一三・二〇一二〕

鍾繇「宣示表」の真相への試論

A Study of “Xuan shi biao” by Zhong Yao

遠藤昌弘*

Masahiro ENDO*

目次

0、前言
1、小楷と鍾繇「宣示表」について
2、鍾繇の伝記と書の活躍
3、伝えられた鍾繇の書と「宣示表」
4、文字の構造から見た鍾繇「宣示表」の書写年代の試論
5、結語

0、前言

本稿では、漢字書体の一つである楷書の最初期の例と考えられている鍾繇（しょうよう）（151―230）の書のうち、とくに「宣示表」について取り扱う。鍾繇の書は、現在の研究成果からすると、伝来品としての尊重にとどまり、学術的史料としては評価されていない。

この理由を中国書道の碩学の伏見冲敬氏の解説（「中国書道史約述」楷書の定立『角川書道字典』所収　1977）を引用して、楷書の成立の概略を確認しておく。

……西川寧博士は、楷書の特徴は三節の筆法にあるという説を提唱され、その証本として「持世第一」の跋を挙げられた。涼王且渠安周の供養経で、涼の承平七年（449）、書者は南方の呉から来た人である。西川博士の三節とは、横画の起筆をはっきりと落とし、自然に右に引いて、抑えて止める。その後発表された、北魏の神瑞二年（415）の紀年のある「仏説無量寿経」（大谷大

＊駒沢女子大学 非常勤講師

学蔵）がこの三節の条件を具えているので、楷書の発生はさらに三十年余年遡ることになる……。

以上は、三十五年前の論考である。現在は、さらに研究が進展して、西川博士が論考「詣鄯善王の墨書」（『書品』第二六一号所収　１９８１）を発表されて、木簡封検に墨書された「詣鄯善王」（図12）が泰始五年（２６９）頃の楷書の最古の書例とされた。

そして最新研究では、安徽省馬安山市の朱然（１８２―２４９）墓の発掘内容が報告（『文物』一九八六第三期所収　１９８６）し、出土品の刺「故鄣朱然再拝／問起居／字義封」「丹陽朱然再拝／問起居／故鄣字義封」「弟子朱然再拝／問起居／字義封」の三種が、呉・赤烏十二年（２４９）の最古の墨書例（図13）として認知されている。

伏見氏の解説から、さらに百五十年を遡ることとなった、今日の楷書の定立の現況は、本稿が論じようとする伝来の鍾繇の書と、極めて近接することになったことになるのである。そこで本稿では改めて鍾繇の書を検証し、その存在の真相を論じ、あらためて楷書の定立と、鍾繇の書の代表である「宣示表」に焦点をあてて関係を論じようとするものである。

本稿の初出は、筆者（遠藤）が書道研究玄筆会（埼玉県川越市新宿町）発行の『玄筆』誌に連載した「書美探訪」第七十七回（第一八五号　２０１１）から第八十回（第一八八号　２０１１）までの「鍾繇宣示表」と題して執筆した小論である。これに加筆・修正を加えて、新たに書き起こしたものである。

１、小楷と鍾繇「宣示表」について

―小楷（しょうかい）というもの―　楷書の小さいものをさして、小楷または細楷（さいかい）とよんでいる。中国では、ながいあいだ科挙とよばれる高級官僚の採用試験があった。その中国において知識人の家に生まれた子弟は、例外なく科挙をめざして日夜勉強することがあたりまえであった。科挙の試験内容は儒学である、つまり孔子の教えについての研究書を暗記することであった。その暗記した内容を解答用紙にかく、その文字が小楷であったのである。そして書かれた文字そのものも、採点の対象となっていた。科挙をめざした中国の文人たちは、小楷の不出来な人はいない。どんなに行書や草書、さらには隷書や篆書を習得していても、それは科挙においては意味がないものである。科挙に必要なのは、うつくしい小さな楷書ただそれだけであったのである。

明朝の中期から末期に活躍した、行書・草書の名人である祝允明・文徴明・董其昌・倪元璐・黄道周・王鐸（図２）・傅山も、それはみごとな小楷をかいている。ちなみに董其昌は、一次試験のときに書がまずかったために主席合格から次点に落とされたことが、書への奮起をうながしたという（董其昌『画禅筆随筆』巻一）。科挙の採点に書が含まれていたことは、本当のことのようである。また董其昌の失敗は、どうやら小楷であったであろうことも推測できる。

―中国の文人たちがお手本とした小楷の古典―　小楷は王羲之・王献之をはじめ、欧陽詢・虞世南・褚遂良また顔真卿と、歴代の名人には、みな小楷の代表作がのこされている。王羲之には「楽毅論」（図５）

「黄庭経」、王献之には「洛神賦」などがある。いま、わたしたちは、鮮明な印刷技術による出版によって、むかしの人々が生涯一度もみることもできなかった名品を、いともたやすく手にいれ習うことができる。名品を見慣れたいまの目でみれば、むかしの名品といわれるものが魅力的でないかもしれない。たとえば欧陽詢の臨書とされる定武本「蘭亭序」は最善本と評価されてきたが、これを臨書している人は少数かもしれない。しかし往時は、それが最高のものであり、おおくの人々が熱心にまなんだことを考えると、つまらないといって安易に閑却することはできないものである。

—王義之が絶賛した鍾繇の書— ……わたし（王義之）は過去の名跡をたずねてみたが、鍾繇と張芝（ちょうし）だけが絶倫（最高）である。そのほかはちょっと佳いところはあるが、満足できるものではない。この鍾繇と張芝をのぞいたら、わたしの書がこれに追随するものになろう（「晋王右軍自論書」）……と述べている。この言葉は、孫過庭『書譜』の冒頭にものせられ、ひろく知られている。『書譜』では、さらに鍾繇・張芝と王義之を分析して、……王義之の楷書と草書は、鍾繇の楷書・張芝の草書にはおよばない。しかし楷書と草書ともによくしていることで、王義之が鍾繇・張芝よりもすぐれているのである……と述べている。孫過庭は、鍾繇を楷書の名人として、張芝は草書の名人としてとりあげて、王義之と対比させている。

—鍾繇「宣示表」について— 鍾繇「宣示表」（図1・図4・図7）は、『淳化閣帖』第二巻におさめられている。『淳化閣帖』は、宋の太宗（趙匡義）の命によって王著（おうちょ）が編集した名跡集である。勅撰によって編集された最初の書道全集というべきもので、淳化三年（992）に完成した。その内容は、巻一は皇帝の書、巻二から巻四は歴代名臣の書、巻五は古法帖、巻六から巻八は王羲之の書、巻九から巻十は王献之の書である。『淳化閣帖』を総覧すると、そのおおくが行書または草書で、楷書はごく少数である。これは編集が宮中の所蔵品からの選択したもので、おそらくは墨跡または摸本から選んだことが理由とおもわれる。つまり石碑類は、まったく含まれていないことになる。

『淳化閣帖』には、ほかに鍾繇の書として「還示表」（楷書）・「白騎遂内帖」（行書）・「弟常患帖」（行書）・「雪寒帖」（行書）・「得長風帖」（行草書）がおさめられ、合計六種がのせられている。歴代名臣の書では、欧陽詢と虞世南も六種をのせていて最多の採録である。ほとんどの人物が一種であるので、この三人が格別に多いことがわかる。欧陽詢・虞世南とともに鍾繇の書が、ふるくから名跡として尊重され継承されたことをよく物語っている。

2、鍾繇の伝記と書の活躍

—鍾繇について— 鍾繇（図3）は、後漢の元嘉元年（151）に生まれた。字は元常、潁川長社（えいせんちょうしゃ）（河南省許昌県）の出身である。後漢の献帝のときに、孝廉（官僚候補生）にあげられ、尚書郎（人事・文書庁次官）・陽陵令（陝西省咸陽長官）となった。のち廷尉正（法務大臣）・黄門侍郎（勅命伝達官）をへて、御史中丞（宮中検察官）・侍

中尚書僕射（皇帝官房副長官）となり、東武亭侯（爵位）をあたえられた。のちに関中における有力諸将による主導権あらそいを鎮定し、また北方族の匈奴による謀反も撃退して、武官としても功労があった。

曹操が華北地域を掌握すると、鍾繇を大理（法務大臣）・相国（総理大臣）に任命した。華北の曹操、江南の孫権、四川の劉備が鼎立して覇をあらそい、のちに魏・呉・蜀の三国の時代となった。建安二十五年（２２０）曹操がなくなり、献帝から帝位を禅譲された曹丕は、洛陽を都として魏の初代皇帝（文帝）に即位した。文帝も、鍾繇をおもんじて廷尉（法務大臣）とし、崇高郷侯（爵位）をあたえた。のちに太尉（国軍大臣）・平陽郷侯（爵位）となり、華歆・王朗とともに偉人と称されて国家の重臣にあげられた。二代皇帝の明帝も、鍾繇をおもんじて定陵侯（爵位）をあたえ、太傅（皇帝顧問）とした。鍾繇が、鍾太傅とよばれるのは、これに拠るものである。晩年、膝が不自由となってからは、宮中に輿にのって着座することを特別にゆるされたことは、帝からの信任の厚さをよく示したものである。太和四年（２３０）、八十歳でなくなった。明帝は葬儀に親臨し、成侯と諡された。

―伝記からみた鍾繇と書―　鍾繇の伝記は『三国志』のうちの『魏史』巻十三にのせられたが、書についての記述はまったくない。その内容は魏の建国の功臣としての活躍がかかれており、名臣として歴史に名をとどめていた。ただ、『魏史』巻十一にある「管寧伝」には、隷書の名手として胡昭・邯鄲淳・衛顗・韋誕とともに鍾繇の名もあり、とくに尺牘の書は手本とされたことが書かれていて能書家として知られていたようである。こうしてみてくると、鍾繇と書がふかくつながり、特別にすばらしいものを残したという事実は見あたらない。

―文献に残された鍾繇に関する書の記述―　鍾繇より二世代ほどのちの衛恒（晋の人　?―２９２）が著した『四体書勢』には、……魏のはじめ鍾繇と胡昭が行書の法をつくった。二人は劉徳昇にまなんだが、鍾繇はすこし字姿をかえた……。劉徳昇は、あまりきかない人物であるが、行書をよくしたことが記されている。潁川の出身であることから、鍾繇が同郷の名人に教えをうけたものと思われる。また、鍾繇より百五十年ほどのちに活躍し王献之とも交流をもった羊欣（南朝宋の人　３７０―４４２）『古来能書人名』には、……鍾繇は三つの書体をよくした。銘石書（隷書）は最上である。ついで章程書（楷書）・行狎書（行書）がある……。そして、梁の武帝の命によって周興嗣（斉・梁の人　４７０?―５２１）が撰文した『千字文』には……杜藁鍾隷（杜度の章草。鍾繇の隷書、べつに楷書という説もある）……とあって、これ以後『千字文』（図６）が知識人の教養書となってからは、鍾繇が隷書の名人として認識され、ひろく知られることになった。さらに、鍾繇より四百年ほどのちに活躍した孫過庭（唐の人　生卒不詳）『書譜』には、……王羲之の楷書と草書は、鍾繇の楷書・張芝の草書にはおよばない……とした。

―つくられていった鍾繇の書―　こうして時代をおって文献をしら

べてゆくと、人ごとに時代ごとに評価し対象としている鍾繇の書が、ゆらいでいることがわかった。また鍾繇が活躍した時期に、おおきく書体が変遷していく過渡期にあたることも重要である。隷書・草書から楷書・行書への変遷期であり、また文字を書く材料が木簡から紙へと移行した時期でもあった。楷書・行書の確立と、紙の使用の一般化したのちに活躍した人物が、王羲之であった。ほんとうの鍾繇の書の真相は、たいへん残念であるが不明というのが今のところの見解であろう。しかし、王羲之以前にあった鍾繇の書がおおきな影響を及ぼしていたことは事実として認められるべきであり、よく見きわめたい点である。

3、伝えられた鍾繇の書と「宣示表」

―鍾繇の書―　鍾繇の書は、『淳化閣帖』巻二で見ることができる。楷書「宣示表」（図7）・楷書「還示表」・行書「白騎遂内帖」・行書「弟常患帖」・行書「雪寒帖」・行草書「得長風帖」の六種が載せられている。「弟常患帖」は、べつに「羸頓帖」ともよばれる。また「白騎遂内帖」と「弟常患帖」をあわせて一帖とし、「白騎遂内帖」とよぶものもある。

このほか、楷書「薦季直表」（『真賞斎帖』所収　図8）があり、ほかに行書「賀捷表」（『鬱岡斎帖』　図9）・楷書「力命表」（『玉煙堂帖』）・行書「墓田丙舎帖」（『快雪堂帖』　図10）などがある。

―法帖にのこされた鍾繇の書―　『淳化閣帖』は、宋の太宗の勅撰（922）によるものであることは、すでに述べた。『真賞斎帖』は明の華夏による編集（1522）で、『鬱岡斎帖』は明の王肯堂の編集（1611）、『玉煙堂帖』は明の陳瓛の編集（1612）、『快雪堂帖』は清の馮銓の編集（1641以後）である。

『淳化閣帖』は、太宗の命によって王著が帝室コレクションの真跡から編集したものである。拓本にあたっては、澄心堂紙をもちいて李廷珪墨によったとされる。国宝ともいえる真跡を最高の用具用材と技術による拓本という、まさに勅撰という皇帝の権威を誇示するのに十分なものであった。『淳化閣帖』にのせられた鍾繇の書六種も、帝室コレクションの真跡として伝えられたものであろう。そして、これ以外の薦季直表・賀捷表・力命表・墓田丙舎帖は、すべて明朝にはいって以後に知られるようになったものである。

―「薦季直表」「賀捷表」「力命表」「墓田丙舎帖」をみる―　「薦季直表」は、元の陸直行の所蔵で、明の沈周をへて、華夏が得て『真賞斎帖』に刻したものである。拓本には、「大観」「宣和」という宋の帝室コレクションだけがもつ押印や、「米芾之印」などもあって由緒ただしいようであるが、本物なら、とうぜんながら『淳化閣帖』に収められるべきもので、不載であることは疑問が残る。ただ「薦季直表」は鍾繇の書の代表にあげる識者が多いことも事実としてあるのですぐに偽物と断定することはできない。文章末尾には、黄初二年（221）八月の款記があるので、鍾繇七十一歳にあたる。「賀捷表」は、標記の魏鍾太傅賀捷表のしたに唐本とちいさく書かれているので、やはりのちの唐代

の摸本であろう。文章末尾には、建安廿四年（219）閏月の款記があり、鍾繇六十九歳の書である。「力命表」は、宣示表・還示表・薦季直表・賀捷表とあわせて鍾繇の五表と称されるものである。力命表を収めた『玉煙堂帖』よりのちに編集された『快雪堂帖』には、王羲之臨「力命表」がおさめられていて、ふたつの力命表が存在する。「墓田丙舎帖」は、拓本末尾に羲之臨鍾繇帖とあって、王羲之の臨書である。

宋・元をへて明になると、きゅうに鍾繇の書がいくつも姿をみせるのは、時代の好みが鍾繇の書へ注目があつまった証といえるであろう。王羲之よりも、鍾繇が再評価された、それが薦季直表・賀捷表・力命表・墓田丙舎帖という真偽はともかくも新資料へとつながったと考えられるであろう。

―「宣示表」の流転―　私見であるが、やはり鍾繇の書は『淳化閣帖』所収の宣示表・還示表・白騎遂内帖・弟常患帖・雪寒帖・得長風帖を原資料とすべきであろうと考えている。

「宣示表」は、呉の孫権が魏の文帝にたいして和睦を申しでたことに関する鍾繇から皇帝への意見書である。このいきさつから黄初二年（221）八月のこととされ、ちょうど「薦季直表」と同時期にあたる。王僧虔『論書』（『法書要録』所収）には、真跡「宣示表」が王羲之の所蔵であったこと、のちの所蔵者（王修）が亡くなったときに一緒に埋葬したことが書かれていて、肉筆は失われたとされる。唐の褚遂良が記録した『王右軍書目』には、王羲之臨「宣示表」があり、これが伝えられたものであろうと考えられている。そうなると、いま見る「宣示表」は、王羲之の臨書であり、鍾繇の書そのものではないことになる。こうして調べてくると、真跡本を採用したとされる『淳化閣帖』の信頼も揺らいでしまうのであるが、鍾繇の書の真跡として認識された最初の姿を王羲之の臨書という条件つきながら、認知することができることは重要なことである。

4、文字の構造から見た鍾繇「宣示表」の書写年代の試論

―鍾繇の文字を見つめて―　けっして上手には思えない扁平に押しつぶされたような字を、法帖と向きあってつくづくと眺めながら、これらの文字の正体はなんなのだろうという疑問を「宣示表」にある文字の筆画から解きほぐしてみたいと思う。

方法は、まず鍾繇「宣示表」にある二百九十七字（重点の三字をのぞく）から、どうもみかけない構造の文字だなとか、少し変わっているなと思われる、博（1行目　以下行数）・逮（2）・冀（2）・芻（2）・恩（3）・寵（4）・神（8）・況（9）・護（10）・反（11）・與（13）・奪（13）・願（17）・完（17）の十四字を挙げた。これを伏見冲敬氏『書道大字典』（角川書店）を参照して歴代の文字にあたり、時系列で前後の系統をみることで、篆書・隷書からの影響を点検し、さらに文字構造（筆画の構成）の共通字を確認し、後世への継承を明らかにしようとするものである。今回は、博・逮・冀・芻・寵・恩・與・奪の八字について、とくに解説する（図11）。

―「宣示表」にみる隷書からの影響と思われる字例―　冀・恩・奪

がある。冀は、篆書体と隷書体が大きく変化している。そして、北のところをソにする字体が定着する。王羲之もこれを継承している。歴代の字例は、ソに異をかいたものが多数である。冀は篆書体にもとづくもので、歴代の字例ではきわめて少数派である。

恩は、口のなかを工または土にするものが隷書にあって、鍾繇の恩は、口のなかを土にしている。歴代の字例は、口のなかを工にするものが多数である。恩は、篆書と唐以後の字例に見ることができる。

奪は、隷書において六（または亦）に隹と寸をかいて、これを継承している。欧陽詢は『皇甫誕碑』で、大に隹と寸をかくものと、六に隹と寸をかくものとを共にもちいているので、唐初期において二例とも平行して使われていたようである。

―「宣示表」にみる文字構造（筆画の構成）の共通字の確認―　博・逮・芻・寵・與がある。博は、忄をかいて甫と寸にしている。この例は北魏の『鄭羲下碑』（５１１）・『崔敬邕墓誌』（５１７）などをはじめ碑・墓誌銘におおくみられるものである。北魏の字例には博にするものもあって、二例とも平行して使われていたようである。なお王羲之『集字聖教序』には忄をかいたものがあるので、鍾繇の影響をうけたとも見ることができる。

逮は、ヨに氷をかいて辶にしている。この例も北魏『鄭羲下碑』・『孟敬訓墓誌』（５１４）などにみられ、よく知られているものでは欧陽詢『九成宮醴泉銘』の字例がある。おもしろいことに欧陽詢の息子である欧陽通『道因法師碑』では逮をかいていて、親子でも断絶があるようである。

芻は、廾に芻をかいている。北魏の『元毓墓誌』（５２８）におなじ字例があるが、これ以外は見ないようである。歴代の字例では、蒭の字例がほとんどで、芻にするのは篆書体だけである。

寵は、穴に龍をかいている。篆書体・隷書体ともウに龍をかいて、穴にはなっていない。穴に龍をかく例は、少数派ながら北魏『鄭羲下碑』・東魏『敬史君碑』（５４０）など北朝期の碑・墓誌にみられる。

與は、与のところの第三画目を―ではなく二点にしている。鍾繇の書き違いか、刻者のあやまりかと思慮したが、字例の存在を確認した。北魏『李璧墓誌』（５２０）・北斉『元賢墓誌』（５５１）・隋『宋玉艶墓誌』（６１５）は、はっきりと二点にしている。

―鍾繇「宣示表」における文字構造からみた時代的傾向―　これまでみてきたとおり、異体字または異体字的なものは、おおくが北魏の碑・墓誌にあるものであった。この点からすると、鍾繇（１５１―２３０）が活躍した時代からは三百年ほどものちの六世紀前半にみられる字例と共通することがわかった。

この三百年のあいだには王羲之（３０３―３６１）が存在するわけであるから、王羲之が手本として習ったとされる鍾繇の文字と、わたしたちが見ている鍾繇の文字とは別物であること、また鍾繇「宣示表」にかかれた文字は北朝期をさかのぼらないであろうことが指摘できる。

5、結語

本稿における研究成果は、以下の二点がある。第一点は、第四章―鍾繇「宣示表」における文字構造からみた時代的傾向―の結論において、今日見ることのできる鍾繇「宣示表」の書例は、北朝期に類例を多く見ることを確認したことから、鍾繇が活躍した漢から魏のものとは、まったく関係のないことが明らかになった。つまり伝来の鍾繇の書例は、鍾繇とは無関係なものであることを指摘した。

第二点は、第一点の指摘から得た結論を敷衍したものであるが、第一章―王羲之が絶賛した鍾繇の書―において、王羲之が絶賛した鍾繇の書の姿は、今日伝来している鍾繇の書ではありえないという帰結である。つまり王羲之が述べた楷書の理想とした鍾繇の字姿は、王羲之以後に成立したことが判明した伝来の鍾繇の書とは、まったく関係がないことが導き出される点である。

従来の研究が、鍾繇の書風の検討や伝来の経過といった視点で進められ、書かれた文字そのものについての検討は及ばなかった。本稿が、この点を検討できたのは、伏見冲敬氏『書道大字典』角川書店（１９７４）の公刊によるものである。伏見氏の編集は学術を目的として、一文字一文字に出典を明記し、その出典については紀年を明記した。これによって本稿の検証も、文字構造の共通を検討するという丹念辛抱と時間の積み重ねによって成しえたものである。筆者（遠藤）は研究の視点を発案しただけであって、ほんとうの功績は伏見氏にある。

鍾繇という能書家が存在したことは、歴史書に述べられていることであり、また書聖といわれた王羲之も鍾繇の書を尊重したことを考えると、鍾繇の存在そのものを否定することはできないだろう。そして楷書の定立が三世紀中葉に置かれている今日の研究成果と、鍾繇の存在が並存していることも、単なる偶然として閑却するのではなく、ぎゃくに意識をしなければならないことであろう。

現況では、伝来の鍾繇書例は否定されるが、将来において中国の発掘また発見による歴史資料としての鍾繇の真跡が見出されたとき、楷書の定立と本物の鍾繇書との関係を、改めて論じる時がくることを大いに期待していることを付言しておく。

（平成二十四年十月二十四日稿）

―参考文献―

・『書道全集』3　平凡社　１９５９
・『書の歴史』　二玄社　１９６０
・『淳化閣帖』　清雅堂　１９６５
・『書道大字典』　角川書店　１９７４
・『董其昌の書画』　二玄社　１９８１
・『書林藻鑑・書林記事』　文物出版社　１９８４
・『法書要録』　人民美術出版社　１９８４
・『中国法書ガイド』38　二玄社　１９８８
・『快雪堂法書』　北京日報出版社　１９８９
・『中国新出土の書』　二玄社　１９８９
・『中国法書ガイド』11　二玄社　１９９０

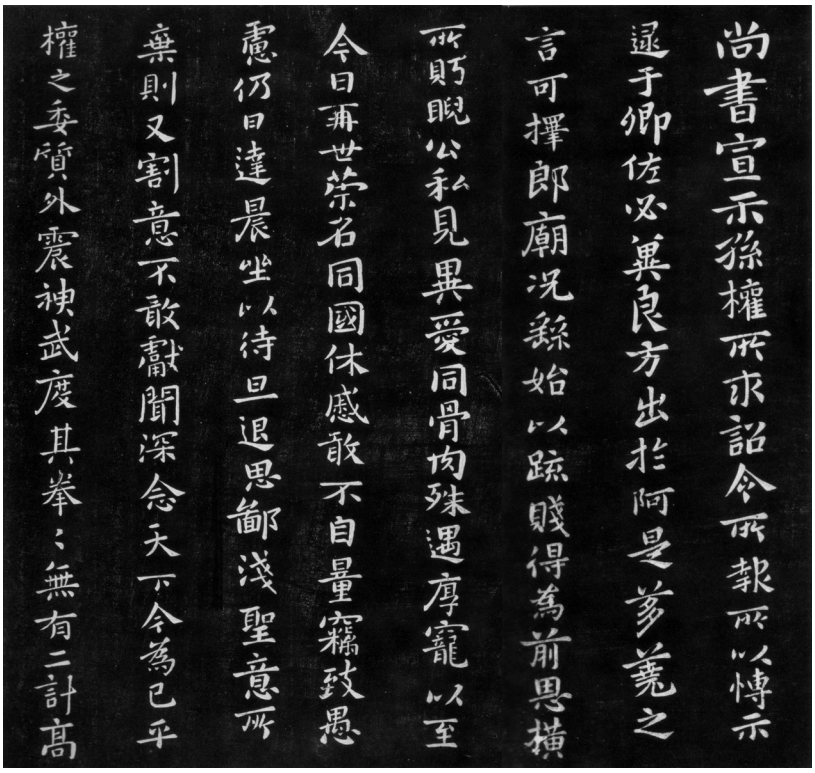

尚書宣示孫權所求詔令所報所以愽示
遠于卿佐必異良方出於阿是夢羮之
言可擇郎廟況繇始以踈賤得為前思横
所貶睨公私見異愛同骨肉殊遇厚寵以至
今日再世榮名同國休感敢不自量竊致愚
慮仍日達晨坐以待旦退思鄙淺聖意所
棄則又割意不敢獻聞深念天下今為已平
權之委質外震神武度其舉〻無有二計高

図1　鍾繇「宣示表」冒頭部分

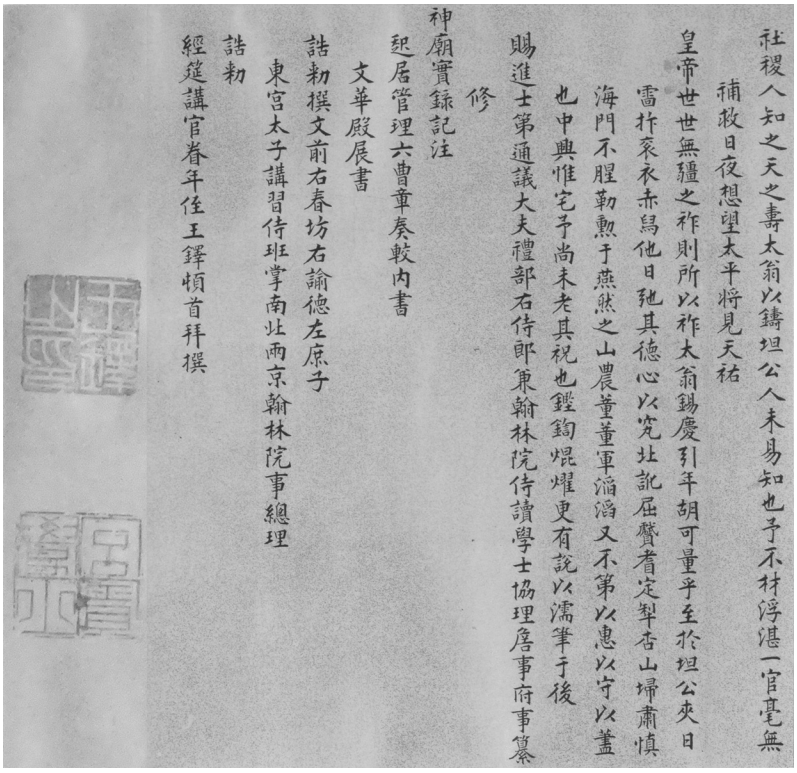

社稷人知之天之壽太翁以鑄坦公人未易知也予不材浮湛一官毫無
補敎日夜想望太平將見天祐
皇帝世世無疆之祚則所以祚太翁錫慶引年胡可量乎至於坦公夾日
雷抃衮衣赤舄他日弛其德心以究壯訖屈贊者定犁杏山埽肅慎
海門不腥勒勲于燕然之山農董董軍滔滔又不第以惠以守以蓋
也中興惟宅予尚未老其祝也鏗鍧焜燿更有說以濡筆于後
賜進士第通議大夫禮部右侍郎兼翰林院侍讀學士協理詹事府事纂
修
神廟實錄記注
起居管理六曹章奏較內書
文華殿展書
誥勑撰文前右春坊右諭德左庶子
東宮太子講習侍班掌南北兩京翰林院事總理
誥勑
經筵講官眷年任王鐸頓首拜撰

図2　王鐸『恭賀張老年伯栄寿巻』末尾部分

図3　鍾繇（『三才図会』所載）

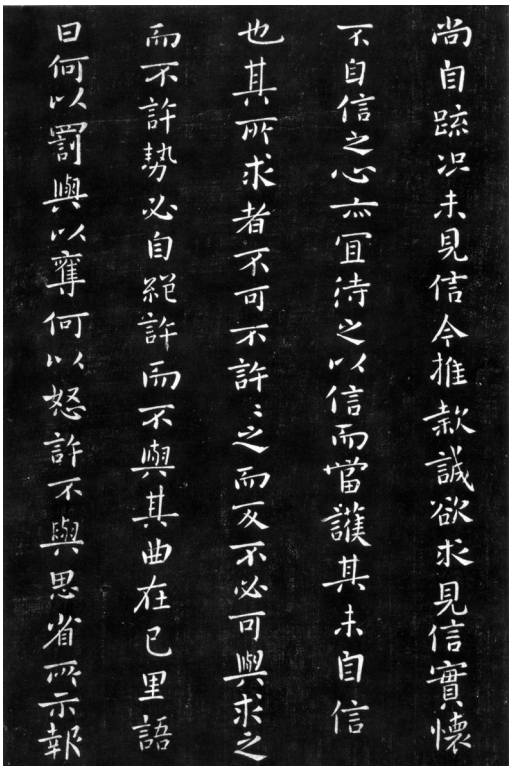
尚自踪況未見信今推款識欲求見信實懷
不自信之心亦宜待之以信而當譴其未自信
也其所求者不可不許之而反不必可與求之
而不許勢必自絶許而不與其曲在已里語
曰何以罰與以奪何以怒許不與思省所示報

図4　鍾繇「宣示表」途中部分

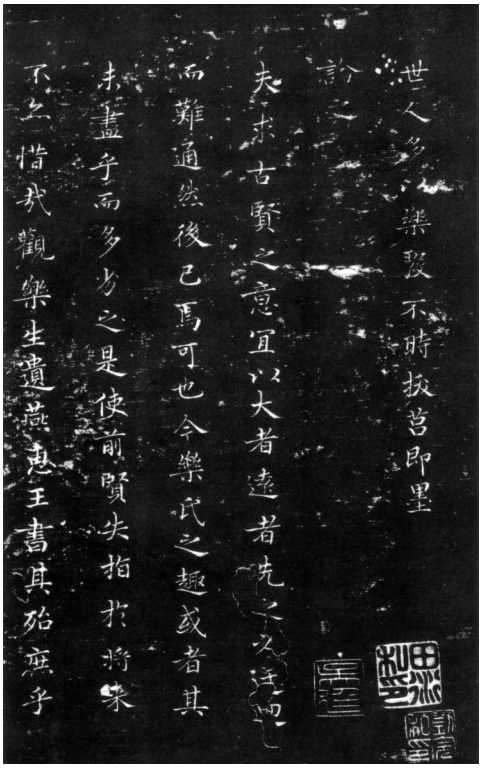
世人多以樂毅不時拔莒即墨
訕之
夫求古賢之意宜以大者遠者先之久迂而
而難通然後已焉可也今樂氏之趣或者其
未盡乎而多少之是使前賢失指於將來
不亦惜哉觀樂生遺燕惠王書其殆庶乎

図5　王羲之「楽毅論」冒頭部分

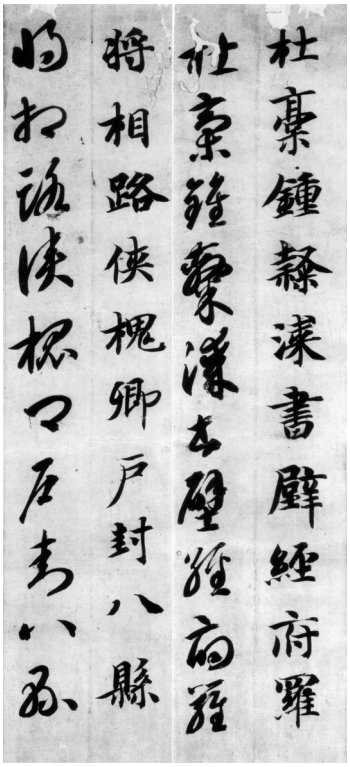
杜稟鍾繇漢書辟雍府羅
杜稟鍾繇漢書辟雍府羅
將相路俠槐卿戸封八縣
均布流恢板蕩石室八分

図6　智永『真草千字文』途中部分

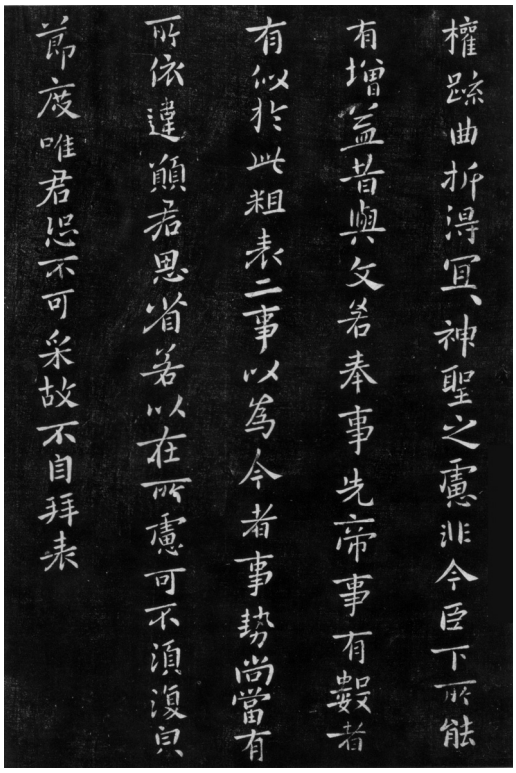

權繇曲折得宜、神聖之慮非今臣下所能
有增益昔與文若奉事先帝事有蝦者
有似於此粗表二事以爲今者事勢尚當有
所依違顛若思省若以在所慮可不須復與
節度唯君思不可采故不自拜表

図7　鍾繇「宣示表」末尾部分

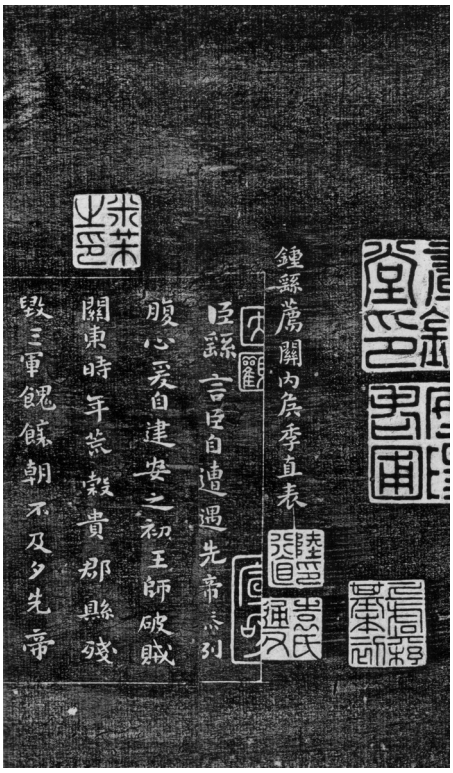

鍾繇薦關內侯季直表
臣繇言臣自遭遇先帝忝列
腹心爰自建安之初王師破賊
關東時年荒穀貴郡縣殘
毀三軍餽餼朝不及夕先帝

図8　鍾繇「薦季直表」冒頭部分

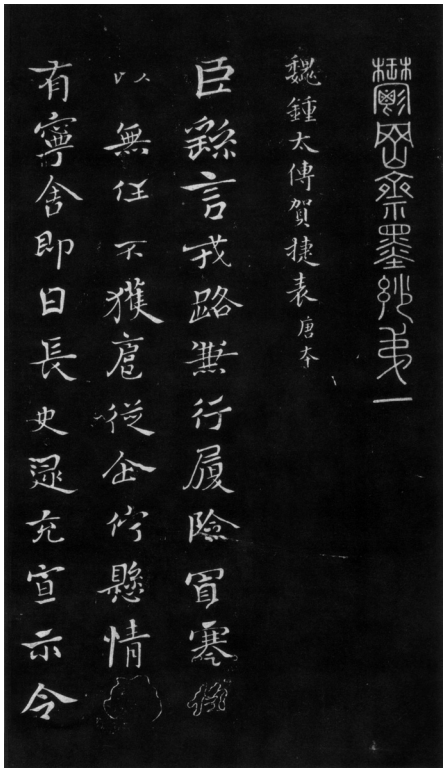

魏鍾太傅賀捷表 唐本
臣繇言戎路無行履險冒霧
以無任不獲扈從企仰懸情
有寧舍即日長史還充宣示今

図9　鍾繇「賀捷表」冒頭部分

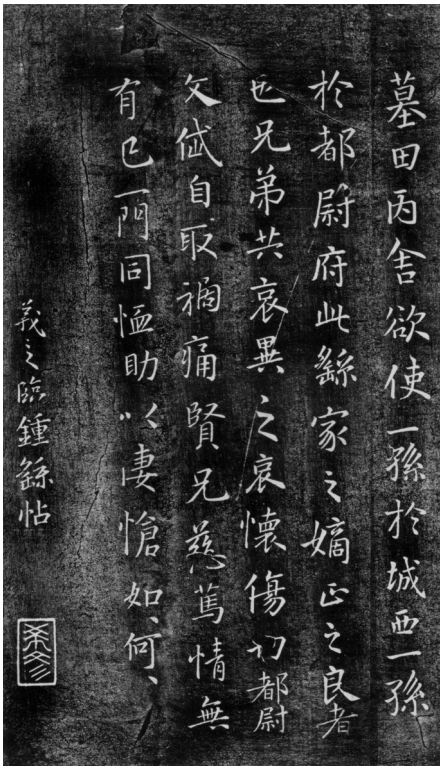

墓田丙舍欲使一孫於城西一孫
於都尉府此繇家之嫡正之良者
也兄弟共哀異之哀懷傷切都尉
文武自取禍痛賢兄慈篤情無
有已門同恤助以妻愴如何
羲之臨鍾繇帖

図10　鍾繇「墓田丙舍帖」

図11

博

「宣示表」

『集字聖教序』

奪

『北海相景君銘』

「宣示表」

『皇甫誕碑』

恩

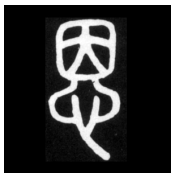

説文篆文

『曹全碑』

「宣示表」

冀

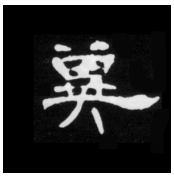

『曹全碑』

「宣示表」

『集字聖教序』

與

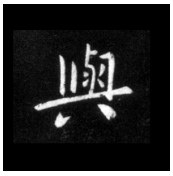

「宣示表」

『李璧墓誌』

『元賢墓誌』

寵

『乙瑛碑』

「宣示表」

『鄭羲下碑』

芻

説文篆文

「宣示表」

『元毓墓誌』

逮

「宣示表」

『孟敬訓墓誌』

『九成宮醴泉銘』

図12　封検「詣鄰善王」泰始五年（269）頃

墨書部分拡大

図13　朱然墓刺　呉・赤烏十二年（249）

墨書部分拡大